

# 薩摩川内市「使用済核燃料税」の新設（更新）について

## 1. 新設（更新）の理由 [薩摩川内市協議書抜粋]

当市では、原子力発電所との共生を基本として、原子力発電所を取り巻く環境変化等に伴う財政需要に対応するため、平成15年に法定外普通税として使用済核燃料税を創設しました。

平成16年から令和4年までに課税された使用済核燃料税は、消防通信施設等建設整備事業、避難道路整備事業、防災情報システム整備事業等に活用されており、地域住民の安全の確保及び市民生活の向上に大きく寄与しています。

しかしながら、平成23年3月の東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故以降、原子力発電を取り巻く環境は大きく変化し、川内原子力発電所に係る原子力災害対策重点区域の拡大に伴い、広範囲に渡る地域住民の安全の確保及び地域振興における各種施策は、より一層重要な課題となっております。

また、ロシアによるウクライナ侵攻により認識された、原子力発電所が有事の際の武力攻撃の対象や軍事拠点となり得るというリスクに対する地域住民の不安や、原子力施設等の安全性の確保に対する認識が高まる中、急激に進展する少子高齢化や人口減少、新型コロナウイルス感染症による地域経済の疲弊等の影響に加え、社会的な物価の上昇や人件費の増加により、使用済核燃料税の税収見込み額と乖離した財政需要が生じているところではありますが、今後においても原子力発電所立地自治体として住民の理解を得るため、引き続き住民の安全対策及び環境整備に取り組んでいく必要があります。

以上の点を踏まえ、今後も継続して安全・安心のまちづくりに取り組んでいく必要があることから、原子力発電所所在に伴う財政需要をもとに特定納税義務者と協議を行ったところ、課税期間を今後5年間延長するとともに、税率を1体当たり27万円から29万円に引き上げることについて合意を得られたため、この合意に基づき、使用済核燃料税を更新しようとするものです。

## 2. 概要 [薩摩川内市協議書より]

課税団体	薩摩川内市
税目名	使用済核燃料税（法定外普通税）
課税客体	使用済核燃料の貯蔵
課税標準	貯蔵されている使用済核燃料（使用済燃料集合体）の数量 （1原子炉につき157体を超える分）
納税義務者	原子炉設置者
税率	1体当たり29万円
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）598百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	—
課税を行う期間	令和6年度から令和10年度までの5年間

## 3. 同意要件との関係

薩摩川内市使用済核燃料税について、地方税法第671条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）  
（総務大臣の同意）

第671条 総務大臣は、第669条第1項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る市町村法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

(1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

### ① 課税標準

核燃料に対する税としては、鹿児島県核燃料税（法定外普通税）があるが、今回更新を予定している薩摩川内市使用済核燃料税（以下「本税」という。）の課税標準は「貯蔵されている使用済核燃料（使用済核燃料集合体）の数量」であり、一方、鹿児島県核燃料税は「発電用原子炉に挿入された核燃料の価額」及び「発電用原子炉の熱出力」とされていることから、課税標準を異にしている。

なお、発電事業に関連する税として、電源開発促進税（国税）があるが、課税標準は「販売電気の電力量」とされていることから、本税と課税標準を異にしている。

この他、形式的にも実質的にも国税又は他の地方税と課税標準を同じくするものは認められない。

## ② 住民の負担

特定納税義務者である九州電力(株)は、令和4年度の年間売上（連結）が2.2兆円の企業であり、一方、本税による負担は約6億円／年であることから、著しく過重となるとはいえないと考えられる。

また、仮に電気料金に転嫁された場合の影響額は、薩摩川内市の試算によると、一般的な家庭1世帯当たり約1.6円／月程度と見込まれ、今回の税更新によって、住民の負担が著しく過重となるとはいえないと考えられる。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

## (2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。」

本税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

## (3) 「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。」

福島第一原子力発電所の事故以降、国においては、原子力発電について、より高い安全性を求める方向性を掲げているところであり、また、エネルギー基本計画においては、原子力利用を進めていく上で、立地地域との共生に向けた取組が必要不可欠とされているところである。

薩摩川内市は原子力発電所立地市として、本税の税収も活用しつつ、消防指令センター整備、防災行政無線機器更新、避難道路整備など、原子力安全対策を講じている。

したがって、本税は、安全性の確保や地域との共生を図るとする国の政策の方向性と軌を一にするものである。

このことから、「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないものと考えられる。